

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先だけでなくサプライチェーンの深い層の取引先に働きかけることにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。

(個別項目)

当組合は、金融支援や事業支援等を通じて、地域の事業者様の課題解決に努めてまいります。

具体的には、訪問営業による、お客様とのふれあいを大切にしたご融資等の金融支援、お取引事業者間のビジネスマッチングや連携、外部機関と連携した専門家派遣や専門人材のマッチングなどに取組んで参ります。

2. 「振興基準」の遵守

発注方法の改善、対価の決定の方法の改善、代金の支払方法の改善、型等に係る取引条件の改善、知的財産の保護及び取引の適正化等を含む委託事業者と中小受託事業者との望ましい取引慣行（受託中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

3. その他（任意記載）

2027年4月からの約束手形・小切手利用の廃止に向けて、当座勘定お取引先のほか営業地域の事業先を含めて、現金払い（インターネットバンキングのお振込みなど）や電子記録債権等への移行に取り組めます。

2025年7月2日

（2026年1月5日更新）

受託中小企業振興法に基づく「振興基準」の内容を理解した上で宣言します。

共立信用組合

理事長 鈴木 孝一

企 業 名

役職・氏名（代表権を有する者）

(備考)

- ・本宣言は、(公財)全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載されます。
- ・主務大臣から「振興基準」に基づき指導又は助言が行われた場合など、本宣言が履行されていないと認められる場合には、本宣言の掲載が取りやめになることがあります。